



2009年度 5月試験再実施分
金融窓口サービス技能検定

2級 実技試験

金融商品コンサルティング業務

実施日 2009年6月28日(日)

試験時間 13:30~15:00(90分)

注 意

1. 本試験の出題形式は、記述式等4題(14問)です。
2. 筆記用具、計算器具(プログラム電卓等を除く)の持込みが認められています。
3. 試験問題については、特に指示のない限り、2008年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。
4. 試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
5. 不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
6. 解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
7. その他、試験監督者の指示に従ってください。

《退席時の注意事項》

- ▶ 試験開始後60分経過した時点で中途退出できます。中途退出をする場合には、試験監督者に解答用紙を必ず手渡してください。問題用紙はお持ち帰りください。
- ▶ 試験終了時間10分前からは退出できません。試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。

この試験の模範解答は6月28日(日)午後5時30分以降、当会のホームページに掲載します。

(<http://www.kinzai.or.jp/answer/kinmado.html>)

7月21日(予定)に受検者全員に合否通知書を送付するほか、当会のホームページで合格者の受検番号を掲載してお知らせします。

(<http://www.kinzai.or.jp/ginou/>)

厚生労働大臣指定試験機関 社団法人 金融財政事情研究会

〒160-8529 東京都新宿区南元町19 TEL 03-3358-0771

— 解答にあたっての注意 —

1. 問題は、【第1問】から【第4問】まであります。
2. 各問の問題番号は通し番号となっており、《問1》から《問14》までとなっています。
3. 解答は、解答用紙に記入してください。
4. 問題文中の法律名等については、以下のような略称を用いています。
 - ・金融商品の販売等に関する法律 = 金融商品販売法

【第1問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設例》

X金融機関Y支店では、地域でも有数の資産家であるWがつい最近亡くなった父親の財産を相続したとの情報を入手したことから、Wに対して、資産運用の提案として、投資性のある金融商品の勧誘等を行おうと考えている。以下は、支店長Aと渉外担当者Bの会話である。

B：Wさん宅に平日の営業時間内にお電話したのですが、奥様しか在宅しておらず、資産運用については、Wさんしかわからないそうです。Wさんの帰宅は毎晩遅く、日中在宅しているのは週末しかないそうです。とりあえず、当行が扱っている金融商品のパンフレットを送付しましょうか・・・。

A：そんな悠長なことをして大丈夫なのか。Wさん一家が資産家であることはこの地域では有名だし、最近財産を相続したことはみんな知っているぞ。他の金融機関に先を越されたら取り返しがつかないだろう。

B：そう言われても、Wさんの勤務先は不明ですし、平日は毎晩遅くまで帰宅しないとのことですから、仕方ないと思うのですが。

A：Wさんの出勤前や帰宅時を狙って自宅を訪問したらどうだい。

B：早朝深夜の自宅訪問は法令で禁止されています。

A：それでは、訪問ではなく電話をかけてみてはどうだい。それにWさんは週末は自宅にすることが多いそうじゃないか。土日の日中であれば訪問しても大丈夫だろう。

《問1》 金融商品取引法における不招請勧誘の禁止について、次のうち最も適切なものはどれか（本問において顧客とは一般投資家のことをいう）。

1. 顧客に対して勧誘しようとしているものが、店頭金融先物取引契約であったとしても、当該顧客に対してダイレクトメールを送付することは禁止されない。
2. 金融商品販売法においても、不招請勧誘の禁止が明文化されている。
3. 外貨建て預金については、不招請勧誘は禁止されないが、顧客が一度断ったにもかかわらず、再度勧誘することは禁止されている。
4. 顧客が、匿名組合契約を締結した営業者である個人の場合には、そのことをもって不招請勧誘の禁止規定は適用されない。

《問2》 金融商品取引法において、不招請勧誘の禁止が規定された背景に関する次の文章の空欄
ア～ウに入る語句の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。1～4のなかから
選びなさい。

苦情相談事例のなかで、不招請勧誘が取引形態としては圧倒的に多いものであるとい
う実態を踏まえたうえで、金融審議会において議論がなされた結果、平成17年の「第一
部会報告」において、不招請勧誘禁止について、「投資サービス法において規定を設け、
(ア)の遵守をおよそ期待できないような場合に、(イ)の観点から機動的に対
象にできる一般的な枠組みを設けることが適当と考えられ」、「当面の適用対象として
は、(ウ)が高いなどの商品性、執拗な勧誘や利用者の被害の発生という実態を考
慮して現行の範囲と同様とすることが適当と考えられる」と結論付けられた。

- | | | |
|------------|--------|--------|
| 1. ア適合性の原則 | イ利用者保護 | ウレバレッジ |
| 2. ア取引ルール | イ利用者保護 | ウ手数料 |
| 3. ア適合性の原則 | イ業者保護 | ウ手数料 |
| 4. ア取引ルール | イ業者保護 | ウレバレッジ |

《問3》 設例における下線の～におけるAおよびBの発言は適切か否かについて、それぞれ
理由を挙げて説明しなさい。

【第2問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問4》～《問7》）に答えなさい。

《設 例》

X金融機関Y支店に個人顧客Tが来訪し、窓口担当者Aが対応した。Tは、これまでたびたび来店し、その都度Aに金融・経済状況や、今後の為替相場の見通しについて質問をしていた。Tは、外貨建て定期預金に興味を持っており、いずれは同預金を購入することは決めていたが、最近急激に円高に進んでいるため、なかなか決心ができずにいた。そのためAは、Tから毎回同じような質問をされて困惑していた。そこでAは、今日こそはTに外貨建て定期預金を購入してもらおうと思い、「円は今日また上がってついに1ドル90円を割りました。また、某アナリストの見解によるとこれ以上の円高が続く可能性は低いそうです（某アナリストが言ったことは事実）。したがって、今後半年以上、ドルが90円を割ったままの状態が続くことはありえません。外貨建て定期預金購入には今が絶好のチャンスです」と言った。結局、この日Tは外貨建て定期預金を購入することにした。

《問4》 設例における下線 ~ のAの発言について、「断定的判断の提供等の禁止」に該当する可能性が最も高いものを一つ選びその理由を記述しなさい。

《問5》 金融商品取引法における「断定的判断の提供等の禁止」について、次のア～ウの記述のうち適切なものはいくつあるか。1～4のなかから選びなさい。

- ア 「絶対に」や「必ず」といったフレーズを用いなければ、単に「1ドル100円になります」と決めつけるような言い方をしたとしても、禁止行為に該当しない。
- イ 断定的判断を提供した結果、その予想が的中して顧客が利益を得た場合には、当該勧誘行為は、禁止行為に該当しない。
- ウ 断定的判断の提供を行った場合であっても、実際に契約締結に至らなければ、禁止行為に該当しない。

1. 0
2. 1つ
3. 2つ
4. 3つ

《問6》 設例において、為替相場の今後の見通しについてTから質問されたAの対応として、次のうち最も適切なものはどれか。

1. Aは、Tに対して、今後為替相場がどうなるかは不確実な事項であり、将来の為替相場の見通しについて情報の提供をすることは法令でいっさい禁止されていることを丁寧に説明し、Tの質問に答えることは差し控えた。
2. Aは、Tに対して、過去10年間の円ドル為替レートの推移表（データは事実）を示し、「過去10年間、一度も1ドルが90円を割ったことはありませんから、今回の円高は異常です。これは私の意見ですが、すぐにドルが90円台に戻すことは確実です」と述べた。
3. Aは、Tに対して、X金融機関調査部作成のレポートを示しながら「これは当金融機関調査部作成のレポートですが、今年末には1ドルが95円まで戻すと予測しています。当金融機関の調査部は優秀で、予測がよく的中することで有名です」と述べた。
4. Aは、Tに対して、新聞に掲載された某エコノミストの「日本経済のファンダメンタルズを考えると、今後もこのまま円高が続くことは考えにくい。いずれ近いうちに1ドル95円まで戻すだろう」との見解を紹介した（新聞記事は事実）。

《問7》 断定的判断の提供等により、顧客が不確実な事項が確実であると誤認して金融商品を購入した場合における金融商品販売業者等の法的責任に関する次の文章の空欄ア～ウに入る語句の組合せとして、最も適切なものはどれか。1～4のなかから選びなさい。

顧客が、不確実な事項が確実であると誤認して金融商品を購入した場合、まず、（ア）に定める錯誤や詐欺による意思表示の規定の適用により、契約の無効や取消しを主張することができる場合がある。次に（イ）においても、断定的判断の提供によって、顧客が不確実な事項を確実であると誤認して金融商品を購入したときは、契約を取り消すことができるとしている。取消しにより契約は当初から無効であったことになり、金融商品販売業者等は、受け取った金銭を返還する等の原状回復義務を負う。さらに、断定的判断の提供等は、（ウ）で禁止され、その違反により顧客に生じた損害につき、金融商品販売業者等は、賠償責任を負うことがある。

- | | | |
|------------|---------|----------|
| 1. ア消費者契約法 | イ民法 | ウ金融商品取引法 |
| 2. ア民法 | イ消費者契約法 | ウ金融商品販売法 |
| 3. ア消費者契約法 | イ民法 | ウ金融商品販売法 |
| 4. ア民法 | イ消費者契約法 | ウ金融商品取引法 |

【第3問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問8》～《問11》）に答えなさい。

《設 例》

以下は、X金融機関Y支店の資産運用相談担当者Aと、地域でも有数の資産家である個人顧客Sとの相談窓口における会話である。

S：この前、おたくの渉外担当者のBさんが、私の家に来て、最近人気のある投資信託を勧めただけだね。もう、Bさんの説明が長くて閉口したよ。

A：それは申し訳ありませんでした。

S：私は、Bさんに「もう何回もおたくや他の銀行でいろいろな金融商品を買っていて、投資信託の仕組みはよく知っているから説明は省いていいよ」と言ったのだよ。でも、Bさんは「いや、この説明書に書いてあることは全部説明させてください」と言って説明を続けてね。おたくでは客が説明しなくてもいいと言っても長々と説明書を全部読み上げないといけないことになっているのかい。

A：()

S：ふうん、いろいろとうるさいのだね。私なんか取引の都度長々と説明を受けないといけないなら、取引なんかしなくていいやと思ってしまうよ。何かうまい方法はないの。

A：S様は、特定投資家制度をご存知ですか。

S：いや知らないよ。

A：簡単に申し上げますと、特定投資家に対しては、簡単な手続で金融商品の販売ができる制度でして、特定投資家に対しては、書類のやり取りや商品説明を省略してもいいという制度です。

S：ほう、便利そうだね。それでは、今日から 私も特定投資家として取り扱ってもらいたいね。

A：承知しました。でもS様、誰でも特定投資家になれるという訳ではないのですよ。また、特定投資家になる手続には少し時間もかかりますので、今日からすぐというわけにはなかなかいかないのですが・・・。

S：それでは、特定投資家になるにはどういった手続が必要になるか教えてもらえるかな。

A：では、当金融機関がS様のお申出を承諾するにあたって、以下の事項について書面でご同意をいただきたいのですが、よろしいでしょうか。

その後、Sは、特定投資家としての取扱いを受けることとなった。

《問8》 設例の空欄 において，AはSに対して，金融商品取引法および金融商品販売法における重要事項の説明義務について，説明を行った。Aの説明として，次のア～ウの記述のうち，不適切なものはいくつあるか。1～4のなかから選びなさい。

- ア 金融商品販売法が定める重要事項の説明義務は，お客様より重要事項について説明を要しない旨の意思の表明があった場合には，免除されます。もっとも，S様が適合性の原則からみて明らかに説明が必要と思われるお客様であった場合は，重要事項の説明を省略することはできません。
- イ S様が金融商品取引法における特定投資家としての取扱いを受けることになった場合は，金融商品販売法が定める重要事項の説明義務は，免除されます。
- ウ 金融商品取引法においても，お客様より重要事項について説明を要しない旨の意思の表明があった場合には，説明義務が免除される旨の規定がございますが，金融商品取引法におきましては，書面によって，意思の表明を確認しなくてはならないとされています。

1. 0
2. 1つ
3. 2つ
4. 3つ

《問9》 下線部 において，Sが特定投資家としての取扱いを申し出るのに必要な条件について，次の文章の空欄ア～ウに入る語句等の組合せとして，最も適切なものはどれか。1～4のなかから選びなさい。

- Sの(ア)が，(イ)億円以上であると見込まれること。
- Sが(イ)億円以上の資産を，投資性の高い一定の金融商品によって保有していると見込まれること。
- SがX金融機関との間で，特定投資家としての取扱いを受けようとする金融商品取引契約の種類に属する金融商品取引契約を最初に締結してから(ウ)年以上経過していること。

1. ア総資産 イ1 ウ3
2. ア総資産 イ3 ウ1
3. ア純資産 イ1 ウ3
4. ア純資産 イ3 ウ1

《問10》 下線部 において、X金融機関があらかじめ、Sから書面で同意を取得しなければならない事項として、最も不適切なものは次のうちどれか。

1. 対象となる金融商品取引契約の締結の勧誘または締結をする場合において、Sを特定投資家として取り扱う期間の末日（期限日）
2. 対象となる金融商品取引契約の属する契約の種類
3. 期限日後に対象となる金融商品取引契約の締結の勧誘または締結をする場合において、Sを特定投資家以外の顧客として取り扱う旨
4. Sは、承諾を行ったX金融機関以外の金融商品取引業者等からも、対象となる金融商品取引契約に関して、特定投資家として取り扱われることになる旨

《問11》 下線部 において、Sが特定投資家としての取扱いを受けることになった場合、対象となった契約の締結の勧誘または締結について、金融商品取引法が定めるX金融機関の行為規制はどうか。一般投資家に適用される金融商品取引業者等の行為規制のうち、どのような性格の行為規制の適用が除外されるのか、また、どのような性格の行為規制は引き続き適用があるのか、という観点から、具体例を2つ以上挙げて記述しなさい。

【第4問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問12》～《問14》）に答えなさい。

《設 例》

X金融機関Y支店の資産運用相談担当者Aは、来店したU（男性）に、金融資産運用の提案を行おうと考えている。AはUについて、以下のような情報を得ている。

（Uに関する情報）

- ・生年月日：昭和19年3月18日生まれ（65歳）
- ・職業：食品関連会社勤務
- ・家族構成：妻（60歳・専業主婦）。子供が2人いるが、すでに独立して他所に住んでいる。
- ・自宅は持ち家で、住宅ローン等の借入れはない。
- ・新聞は一般紙を定期購読しており、ニュース番組は毎日欠かさず見ているが、金融や経済について特に関心があるわけではない。また、投資セミナー等の勧誘を受けたことがあるが、参加経験はない。
- ・60歳で定年退職した以前の勤務先（東証一部上場会社）では、社員持株会に参加しており、退職時に持株会を通じて株をすべて売却して、拋出金額以上の金額を受け取った。
- ・海外旅行をした際に、旅行前に米国ドルを購入し、帰国後は余った米国ドルを円に交換した経験があり、為替には多少の知識がある。
- ・金融資産として、X金融機関に退職金の残高約2,000万円がある（円建て定期預金）。
- ・職場は、以前の勤務先の関連会社であり、68歳まで働ける見込みである。また、毎月の生活費は、現在の職場の給料で賄えている。
- ・昨今の定期預金金利は、非常に低くて不満である。

《問12》 金融商品取引法および金融商品販売法における「適合性の原則」について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 旧証券取引法には規定がなく、金融商品取引法により初めて明文化されたものである。
2. 金融商品販売法は、金融商品販売業者等が説明義務を尽くしたかどうかの解釈基準として適合性の原則の考え方を取り込んでいる。
3. 適合性の判断のために、顧客の知識、経験、財産の状況、契約締結の目的以外の要素も考慮することが適切な場合もある。
4. 顧客が特定投資家である場合には、当該顧客を相手方とする勧誘には適合性の原則は適用されない。

《問13》 金融商品販売法における重要事項の説明義務について、次の文章の空欄ア～ウに入る語句の組合せとして、最も適切なものはどれか。1～4のなかから選びなさい。

金融商品販売法によると、重要事項の説明は、「顧客の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、当該顧客に理解されるために必要な方法及び（ア）によるものでなければならない」とされ、金融商品取引法においても、禁止行為のひとつとして、内閣府令に同様の規定がある。この「当該顧客に理解されるために必要な方法及び（ア）による」説明が「（イ）説明義務」といわれるものであり、そのためには、当該顧客と同様の属性を有する顧客が社会通念上理解すると判断される方法・（ア）による説明を基本としたうえで、当該顧客ごとに個別に適切な説明の方法および（ア）による必要がある。もっとも、顧客の（ウ）は他者にはわからないことから、金融商品取引業者等は、その説明義務を通じて顧客が結果的に理解したことの確認までは求められていない。

- | | | |
|--------|------|---------|
| 1. ア程度 | イ実質的 | ウ主観的な内心 |
| 2. ア資料 | イ実質的 | ウ投資目的 |
| 3. ア程度 | イ形式的 | ウ主観的な内心 |
| 4. ア資料 | イ形式的 | ウ投資目的 |

《問14》 設例において、Aは、Uに、株式投資信託の購入を勧めようと考えている。Aとしては、適合性の判断のためには、設例で列挙したUに関する情報で十分であり、Uの保有する金融資産は、すべて余裕資金なので、その全額について株式投資信託の購入を勧めても構わないと考えている。上記Aの、の考えについて、適合性の観点から賛成か反対かの結論およびそう考えた理由について、それぞれ記述しなさい。